

宮城県発達障害ペアレント・メンター事業倫理規程

(主旨)

第1 この規程は、宮城県発達障害ペアレント・メンター事業実施要綱で定められたペアレント・メンターの活動が、地域の理解と協力を得て推進が図られるよう、活動を行う上で心得ておくべき倫理を示すものである。

(基本原則)

第2 基本原則については、以下のとおりとする。

- (1) 相手の人権を尊重すること。
- (2) 相手のプライバシーを尊重し、その自己決定権を重んじること。
- (3) 個人的、宗教的、営利的、政治的目的のための活動を行わないこと。
- (4) 相談に関する知識と技術を高めるよう努力すること。一方、自らの能力と技術の限界についても十分にわきまえておくこと。
- (5) 心身の健康を保つよう心がけること。
- (6) ペアレント・メンターの信用を傷つけ、またはペアレント・メンター全体の不名誉となるような行為は厳に慎むこと。

(秘密保持)

第3 活動中に知り得た個人情報に関しては、相手の了解なしに他者に漏らしてはならない。ただし、虐待が疑われる場合など緊急を要する場合は、県に連絡するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。